

機構集積協力金

農地中間管理事業により農地を貸し付けた地域や貸し手に対する支援制度です。

1 地域集積協力金

- 地域計画の区域（令和5年度及び令和6年度においては、地域計画の策定に向けた協議の場が設けられている区域を含む。）を対象として、地域内のまとまった農地を農地中間管理機構（以下「機構」）に貸し付け、担い手への農地集積・集約化を図る場合に協力金を交付します。
- 同一年度内で（1）と（2）の重複交付が可能です。

(1) 集積タイプ

1 交付対象

機構を活用して担い手への農地集積等に取り組む地域

2 交付要件

交付対象面積のうち、「1割以上」が新たに担い手に集積されることが確実であること。ただし、担い手が不足する地域など、一定の条件の下で割合が1/2に緩和されることがあります。

3 交付単価

地域の農地面積のうち、機構を活用して担い手に貸し付けられた面積の割合（活用率）に応じて、以下の単価に基づき地域に交付

	機構の活用率		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a
区分2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a
区分3	70%超80%以下	30%超50%以下	2.2万円/10a
区分4	80%超	50%超	2.8万円/10a
区分5	—	80%超	3.4万円/10a

※上記は令和5年度の予定単価です。

(2) 集約化奨励金

1 交付対象

機構からの転貸により、農地の集約化を図る場合に奨励金を交付します。

2 交付要件（翌々年までに満たすこと）

区分1：地域の農地面積に占める同一の耕作者の1ha以上（中山間地域及び果樹園は0.5ha以上、以下同じ）の団地面積の割合が10ポイント以上増加すること

区分2：地域の農地面積に占める同一の耕作者の1ha以上の団地面積の割合が20ポイント以上増加すること。

区分3：地域の農地面積に占める同一の耕作者の1ha以上の団地面積が30%以上の地域において、1団地当たりの平均面積が1.5倍以上となること。

3 交付単価

	地域の団地面積の割合	地域の1団地当たりの平均面積	交付単価
区分1	10ポイント以上増加		1万円/10a
区分2	20ポイント以上増加		3万円/10a
区分3	—	1.5倍以上増加	3万円/10a

※上記は令和5年度の予定単価です。

4 交付対象面積

・機構からの転貸面積の内、新たに団地化した面積

2 経営転換協力金

経営転換する農業者及びリタイヤする農業者等に対して協力金を交付します。

1 交付対象

機構を通じて、自作地を担い手に貸し付ける農業者（農地の相続人で農業経営を行わない者を含む）。ただし、令和5年度は、地域集積協力金と一体的に取り組む場合についてのみ対象となります。

2 交付要件

農地を10年以上機構に貸し付けること等

3 交付単価

1万円/10a（上限額25万円/戸）※左記は令和5年度の予定単価です。